

親権者変更調停について

親権者変更調停とは

離婚などにより子供(未成年者)の父母の一方が親権者になっていて、その親権者を他方に変更する場合は、家庭裁判所の調停・審判手続を経なければなりません。調停手続では、親権者を変更するかどうかについて話し合うことができます。

この手続は「非公開」で行われます。

親権者変更調停の申立て

原則として、対立する当事者(相手方)が実際に居住している地域にある家庭裁判所に申し立てます。申立ての際には、以下の書類が必要です。

【申立ての際に提出する書類】

- (1) 収入印紙(未成年者1人につき1200円分)
- (2) 郵便切手(110円10枚、50円2枚、10円10枚、合計1300円。山口県外へ申立てをする場合は申立先の家庭裁判所で確認してください。)
- ※ 収入印紙及び郵便切手は裁判所では販売していません。郵便局等で購入してください。
- (3) 申立書(申立人の認印が必要です)及びそのコピー
- (4) 未成年者及び父母の戸籍謄本各1通
- (5) 事情説明書
- (6) 送達場所等の届出書(口変更届出書)
- (7) 進行に関する照会回答書

注意事項

- 1 裁判所に提出する書類は、相手方が見る可能性があります。
別添「調停・審判手続における情報管理・書面提出について」を必ずお読みください。
- 2 マイナンバーの記載された書類を提出しないようにしてください。
別添「マイナンバーの取扱いについて」を必ずお読みください。

親権者変更調停手続の進め方

別紙の「婚姻費用、財産分与、養育費、面会交流、親権者変更等 調停手続の流れ」を参考にしてください。

調停は、原則として裁判官1名及び民間の有識者の中から選ばれた家事調停委員2名（男女各1名）が調停委員会を構成して手続を進めますが、通常、期日では家事調停委員2名だけで話を伺います。申立人と相手方から交互に話を伺いますが、双方同席の上で話を伺うこともあります。

概ね15歳以上の子の場合

親権者の変更はお子さん自身にとっても重要な事柄ですので、裁判所としては、お子さんの考えを把握しながら調停を進めます。

特に、概ね15歳以上のお子さんの場合は、親同士が親権者の変更に同意していても、お子さんの意向の確認が必要です。事案によっては、第1回調停期日前にお子さんに照会書を送付させていただくことがあります。

親権者変更調停の成立後の手続

- 1 合意内容が記載された調停調書を作成しますので、親権者となった人は、裁判所に調停調書の謄本（または省略謄本）の交付申請をしてください。
- 2 1の謄本を添付して、市区町村役場に親権者変更の届出をすることになります。
なお、この届出は、調停成立後10日以内にしなければなりません。

調停で話し合いがまとまらなかった場合

相手方が調停に出席しないときや話し合いがいつまでも平行線をたどり合意ができないときは、調停は不成立となります。この場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が一切の事情を考慮して審判をすることになります。

なお、審判の結果に納得できない場合には、不服の申立て（即時抗告）ができます。

分からないことがあった場合

手続面については担当の書記官が説明しますが、どちらが親権者となれるのかといった調停の見通しについては、家庭裁判所ではお答えできませんので、弁護士等にご相談ください。

調停手続の流れ

(一般的な流れを示したものです。)

